伊達市被災事業者事業継続奨励金交付要綱

（目的等）

第１条　この要綱は、令和元年台風 19 号により被災した市内の事業者で、被災後も市内で事業の継続に取り組む者に対して、予算の範囲内において事業継続奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、被災事業者の事業継続を支援し、もって地域産業の復興に寄与することを目的とする。

２　奨励金の交付に関しては、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年伊達市規則第 40 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「持続化補助金台風 19 号型補助金」とは、全国商工会連合会が定める令和元年度被災小規模事業者再建事業（持続化補助金台風 19 号型）補助金交付要綱（令和元年 12 月 17 日制定）の規定による持続化補助金台風 19 号型補助金をいう。

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）令和元年台風 19 号により店舗、事務所、工場、商品、機械、営業用自動車その他の事業用資産が被害を受けたことについて、市長から被災（罹災）証明書の交付を受けていること。

（２）持続化補助金台風 19 号型補助金の交付決定を受けていること。

（３）令和元年台風 19 号による被災後も市内において、店舗、事務所、工場その他の事業所を有し、事業を継続し、又は継続する予定であること。

（４）市税の滞納がないこと。

（交付額等）

第４条　奨励金の交付額は、10 万円とし、その交付は、１事業者につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、持続化補助金台風 19 号型補助金の交付決定を受けた日から令和３年３月 31 日までに、伊達市被災事業者事業継続奨励金交付申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、伊達市被災事業者事業継続奨励金交付決定通知書（様式第２号）により通知し、奨励金を交付するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の交付決定を受けた事業者は、請求書（様式第３号）により、市長に奨励金を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和３年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに奨励金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。